

（仮称）西の山の辺の道調査等業務委託 プロポーザル実施要領

令和7年5月

葛城市産業観光部商工観光プロモーション課

(仮称) 西の山の辺の道調査等業務委託

に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

葛城市は奈良県の西部に位置しており、葛城山の麓に広がる地域である。古くは役行者により修験道として活用されるなど、歴史的な背景も有している。葛城山麓には県道御所・香芝線（通称：山麓線）が繋がっており、人々の往来も多い。この山麓エリアは、奈良盆地を見渡すことができる景観の良さもさることながら、多くの魅力を有する地域である。葛城市としてはこの地域の魅力を広く周知し市の観光振興を図る目的と、まちづくりの一環としてこの地域の活性化を目指すことを目的に、当該地域をつなぐウォーキングルートを策定したい思いである。

本業務ではルート策定にあたり、葛城山麓エリアについて面的な活性化を図りたいため、企画力や実行力のある事業者へ委託して実施することにより、より効果的な事業成果を得ることを目的とし、公募型プロポーザルを実施する。

2. 事業概要

事業名称：(仮称) 西の山の辺の道調査等業務委託

(以下「本業務」という。)

事業概要：葛城山麓エリアにおける周遊ルート策定のための現地調査とその報告書の作成、および地域におけるワークショップ等の開催。

事業場所：葛城市内

3. 業務内容等

(1) 業務の内容

ア 本業務は、葛城山麓エリアの観光振興の観点からウォーキングルート策定についての検討を行うものです。

イ 契約の際に、業務の詳細について双方で確認を行います。

(2) 事業費

契約金額の上限は、1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）です。

(3) 履行期間

令和8年2月27日（金）までとします。

(4)業務の契約等

- ア 市は、最優秀提案者を「(仮称) 西の山の辺の道調査等業務委託」の受託候補者とし、契約締結交渉を行います。ただし、葛城市職員等で構成する葛城市プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)にて最優秀提案者の提案に著しい課題があると判断される場合は、交渉をしない場合があります。
- イ 最優秀提案者若しくはその構成員が本事業者選定終了後に 8. その他(1)の失格条項に該当すると認められた場合、又は、市と最優秀提案者による契約締結交渉が不調となった場合は、次点者と契約交渉を行うこととします。
- ウ 一次審査及び二次審査の合計点の満点(100点)の6割(60点)を最低基準点とし、最高得点者が最低基準点に満たない場合は、受託候補者を選定しません。
- エ 参加者が1名となった場合でも一次審査及び二次審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に決定し、その旨を通知します。
- オ 一次審査及び二次審査の合計点が最高点で同点の者が2者以上の場合、当該提案者それぞれの二次審査の得点が異なる場合は、二次審査の得点が高いものから順に受託候補者及び次点者を選定し、当該提案者それぞれの二次審査の得点と同じ場合は、くじ引きにより受託候補者及び次点者を選定します。

4. 事業者選定の概要

(1)発注者及び担当課

- ア 発注者 葛城市
- イ 担当課 葛城市役所 商工観光プロモーション課
- 住 所 〒639-2195 奈良県葛城市柿本166
- 電 話 0745-44-5111 (ダイヤルイン)
- FAX 0745-44-5008
- ホームページ <https://www.city.katsuragi.nara.jp/>
- 電子メールアドレス syoukou-kankou@city.katsuragi.lg.jp

(2)葛城市プロポーザル審査委員会

事業者の選定は、審査委員会が行います。

(3)受託候補者の選定方式

本業務の受託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行います。

審査基準の概略

審査	評価項目	選定数
1次審査 (書類審査)	①ウォーキングルート策定業務の実績 ②コストの妥当性	最優秀提案者(1者) 次点者(1者)
2次審査 (ヒアリング)	①ルート策定にかかる調査業務の提案 ②地域における意見収集に関する業務の提案	

(4)主なスケジュール

・ 手続開始の公告	令和7年5月12日(月)
・ 実施要領等に関する質疑提出期限	令和7年5月23日(金)午後5時
・ 実施要領等に関する質疑回答期限	令和7年5月27日(火)
・ 参加表明書等の提出期間	令和7年5月30日(金)午後5時
・ 提案書に関する質疑書提出期限	令和7年6月6日(金)午後5時
・ 提案書に関する質疑書回答期限	令和7年6月10日(火)
・ 提案書類等提出期限	令和7年6月13日(金)午後5時
・ 一次審査結果通知	令和7年6月18日(水)
・ 二次審査（プレゼンテーション）	令和7年6月24日(火)
・ 審査結果の通知	令和7年6月27日(金)（予定）
・ 契約の締結	審査結果通知以降速やかに

5. 応募資格

(1) 参加する全ての企業の要件

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書の提出日現在において、以下の条件を全て満たす者とする。

ア 令和7年度において葛城市競争入札参加資格を有する業者であること。ただし、葛城市競争入札参加資格を有さない場合「(2) 入札参加資格を有さない者の参加」に規定する条件を満たすこと。

イ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加の停止等措置要領又は葛城市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の欠格規定に該当しない者。

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと及び該当する事実があった日から2年経過していない者でないこと。

オ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

カ 国税及び地方税を完納していること。

キ 葛城市暴力団排除条例（平成23年葛城市条例第15号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 入札参加資格を有さない者の参加

葛城市競争入札参加資格を有さない者が参加する場合は、次の追加資料を提出し、事前登録審査の結果、葛城市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合、本プロポーザル及び本業務に限り参加することができる。

①提出期限：令和7年5月23日（金）午後5時必着

②提出書類：次に掲げる書類一式を1部提出すること。

提出書類一覧	
1	【様式4】プロポーザル参加資格要件審査申請書
2	履歴事項全部証明書等（写し可） 法人「履歴事項全部証明書」 個人「事業証明書」及び「住民票」事業証明書が発行されない市町村在住の方は所得税確定申告書（事業に係る収支内訳書）の写しを提出してください。
3	すべての税目について滞納がない旨の証明書 【A：市内本店業者及び市内に委任を受けた支店・営業所等のある業者】 ⇒市税・県税・国税（消費税及び地方消費税を含む） 【B：県内業者及び県内に委任を受けた支店・営業所等のある県外本店業者】 ⇒県税・国税（消費税及び地方消費税を含む） 【C：県外業者】 ⇒国税（消費税及び地方消費税を含む） ※発行日が提出日より3ヶ月以内のもの。 ※代表者が市内在住の場合は、代表者個人にかかる市税についても納税証明書が必要です。 ※国税は、所轄税務署発行の納税証明書（様式その3の2〔「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」〕又はその3の3〔「法人税」及び「消費税及び地方消費税」〕を添付してください。（指定様式以外の証明書不可） ※国税の納税証明書は、インターネット又は郵送で請求することができます。 詳しくは、国税庁 HP（ https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm ）をご覧ください。

③参加資格要件の審査について

上記提出された書類を審査し、令和7年5月27日（火）に審査結果をメールで通知します。

参加資格が認められた場合は、期限までに参加申込手続きを行ってください。

6. 応募に係る手続き等

(1) 参加表明書等の様式の配布

葛城市公式ホームページからダウンロード。

(2) 参加表明書等の提出

参加表明書(様式 1)、参加資格に関する申立書(様式 2)、その他提出書類を以下のとおり作成し提出してください。

ア 提出方法

持参又は書留郵便等受取が確認できる方法で提出してください。

イ 提出期間

公告の日から令和 7 年 5 月 30 日(金)午後 5 時まで

(※郵送の場合は提出期限までに必着とする。)

ウ 参加表明書受付番号の通知

参加表明書等を提出した応募者には、商工観光プロモーション課から電子メールで受付番号を通知します。

エ 業務実績調書(様式 3)

国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が過去 5 年以内(令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)に発注したウォーキングルート策定業務について、主体的に携わった(元請として受注した)実績があれば、その概要を記入してください。

オ 業務実施体制表(様式 5)

本事業に従事する技術者の体制、資格、実績について記入し、資格者証の写し等を添付してください。

カ 見積書及び内訳書(任意様式)

合計金額を税抜きで記載してください。なお、見積書及び内訳書における数量は、現段階での想定で構いません。

(3) 審査書類等の提出

ア 提出方法

提案書等審査書類は 10 部(正 1 部、副 9 部)準備し、持参又は書留郵便等受取が確認できる方法で提出してください。なお副 9 部については社名や社名が特定できるロゴ等を記載しないこと。

※提案書(任意様式)については、A4 横書き、片面印刷、5 枚(表紙を除く)までとします。

イ 提出期間

参加表明書受付番号通知日から令和 7 年 6 月 13 日(金)午後 5 時まで

(※郵送の場合は提出期限までに必着とする。)

ウ 提案書(任意様式)

下記基本方針①、②に留意して、提案を記入して下さい。その他、特に応募者が主張したい事項があれば提案して下さい。

①ルート策定に係る調査方法についての提案

- ・地域の活性化につながる工夫
- ・ウォーキングにおける安全性への配慮

②地域におけるワークショップ等についての提案

- ・地域の住民、事業者に参加してもらうための工夫
- ・様々な意見を取り入れるための配慮

(4) 費用負担

参加表明書、審査書類等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とします。

(5) 質疑応答

質疑書(様式6)は電子メールでのみ受け付けます。商工観光プロモーション課のE-mail アドレス宛てに送付して下さい。なお、質疑書の提出後に電話により受信確認を行ってください。電子メールの件名は「(質疑書)(仮称)西の山の辺の道調査等業務委託」として下さい。質疑に対する回答は、個別に回答します。ただし、市で公開が必要と判断した質疑回答は、ホームページにて掲載します。

ア 質疑書の提出期間

- ①公告の日から令和7年5月23日(金)午後5時まで(実施要領等に関する質疑)
- ②参加表明書受付番号通知日から令和7年6月6日(金)午後5時まで(提案書に関する質疑)

イ 質疑回答期日

質疑書の提出を受けた日の翌日から起算して2日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)ただし、2日以内に回答できない場合は、その旨を質疑者へ通知します。

最終回答期日 令和7年6月10日(火)

ウ その他

本実施要領の追加又は修正は、随時葛城市ホームページに掲載します。

(6) ヒアリング

ア 応募者による提案内容の説明(20分以内のプレゼンテーション)と、審査委員による質疑応答(10分程度のヒアリング)を行います。

イ 提案書(任意様式)にある内容に沿ってパワーポイント等において表現して下さい。(補足資料の投影は可能としますが、追加配布は認められません。)

ウ 大型モニター(HDMI入力)は商工観光プロモーション課で準備しますが、パソコンその他必要な機器及びインターネット通信環境は提案者が準備することとします。

エ 参加者は3名までとします。

オ 社名が特定できるような名札等を身に着けないようにし、社名への言及や、配布資料及び投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないこととします。

カ 開催は、令和7年6月24日(火)を予定していますが、実施時間(開始時刻、説明時間)、場所及びその他詳細については、提出書類等の提出期限後に応募者総数が把握でき次第通知します。

キ 遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなします。

ク 応募者が多数の場合は、商工観光プロモーション課により(7)評価基準で示す一次審査において事前審査を行い、ヒアリングを行う上位4者程度を選定する場合があります。

(7) 評価基準

ア 一次審査 (20点満点)

①ウォーキングルート策定業務の実績の実績審査基準 (業務実績/10点満点)

対 象：業務実績調書(様式3)

評価方法：国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が過去5年以内（令和2年4月1日から令和7年3月31日）に発注したウォーキングルート策定業務について、主体的に携わった実績を1件とし、件数に応じて以下の配点を行う。

実績数が3件以上	10点
実績数が1件以上3件未満	5点

②コストの妥当性審査基準 (価格点/10点満点)

対 象：見積書（任意様式）

採点は合計金額により行う。（内訳書は採点対象外）

評価方法：下記により計算し、価格点とする。

- ・最低見積価格者の得点は10点とする。
- ・その他の者は下記の計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

$$\text{「価格点} = 10 \text{点} \times (\text{最低見積価格} \div \text{見積価格}) \text{」}$$

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：該当提案者の見積価格

イ 二次審査 (80点満点)

提出書類等及び二次審査（ヒアリング）で評価する評価項目、評価基準は下記のとおりです。

評価項目	評価基準	配点
業務実施方針及び取組姿勢	・業務内容、業務の背景や課題などを理解した提案となっているか。 ・提案内容の企画力 ・取組み意欲の高さや積極性	10

提案内容	ルート策定にかかる調査業務	ルート策定についての提案（10） ・訪問者の安全面についての検討がなされた提案となっているか ・訪問者が迷いにくい工夫がなされた提案となっているか 既存の道標等についての活用等の提案（10） ・既存の案内についての調査、活用についての検討が含まれた提案となっているか 独自性についての提案（5） ・山麓地域の魅力を十分に引き出せる提案となっているか	25
提案内容	地域における意見収集に関する業務	地域の意見の取り入れについての提案（15） ・対象となるエリアの地域住民、店舗等の事業者らの意見を取り入れることができる機会を設ける提案となっているか ・上記の他にインターネット等により広く意見を取り入れることができる提案となっているか 継続的なプロモーションについての提案（10） ・今後の継続的なプロモーションについて検討された提案となっているか	25
独自提案業務	・ルートと市内の観光施設等とのリンクに繋がる提案 等 ・独自性や話題性により訪問の意欲をかき立てるような提案 等（提案例） ① ルートの周知方法についての提案 ② 他の地域での取組の活用についての提案 等		20
合計			80

(8) 審査の公開

審査及びヒアリングは非公開とします。

(9) 選定結果の発表

葛城市ホームページで受託候補者を公表するとともに、応募者全員に通知します。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けません。

(10) 提出書類チェックリスト（様式7）

提出書類については、提出書類チェックリスト（様式7）の応募者確認欄にチェックの上、書類を提出する都度、添付してください。

7. 現地見学

現地見学を希望する場合は、各自において実施してください。（現地説明会は行いません。）

8. その他

(1) 失格条項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とします。

- ア 提出書類等に虚偽の記入をした者。
- イ 応募資格の要件を満たさない者。
- ウ 提出書類の提出方法及び提出期限を守らない者。
- エ 審査委員会の委員又は関係者と接触を行った者。
- オ 提出書類等に盗用した疑いがあると審査委員会が認めた者。
- カ その他、審査委員会が不適格と認めた者。
- キ 契約締結までの間に参加資格に記載した条件を満たさなくなった者
- ク 二次審査終了までの間に他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した者

(2) 提出書類等の取り扱い

提出後の提出書類等の追加、修正は認めません。

- ア 提出書類等は返却しません。
- イ 提出書類等の著作権は、応募者に帰属します。
- ウ 市では、最優秀提案者及び次点者に選定された提出書類等の公表(広報、ホームページ等)や出版物等への掲載、展示などをする場合があります。
- エ 選定後において、市は提出書類の趣旨は尊重しますが、提出書類の内容に拘束されないものとします。

(3) 契約に使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とします。